公　告

諸　事　項

日本料理海外普及人材育成事業実施要領の一部改正について

日本食及び食文化の海外への普及を一層推進するため、日本料理海外普及人材育成事業により外国人調理師が修得する日本料理の知識及び技能を拡充する等の観点から、日本料理海外普及人材育成事業実施要領を一部改正したので、公表する。

平成29年8月25日　　農　林　水　産　省

改　正　後	改　正　前
日本料理海外普及人材育成事業実施要領 平成26年２月14日決定 平成29年８月25日一部改正	日本料理海外普及人材育成事業実施要領 ［新設］
第１　（略）	第１　（略）
第２　用語 この要領で使用する用語は、以下のとおりとする。	第２　用語 この要領で使用する用語は、以下のとおりとする。
１　「取組実施機関」とは、調理師法（昭和33年法律第147号）第３条第１項第１号の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事の指定を受けた調理師養成施設のうち、次の要件を全て満たし、本事業により日本食及び食文化の海外普及の人材育成に必要な事務を実施するものをいう。	１　「取組実施機関」とは、調理師法（昭和33年法律第147号）第３条第１項第１号の規定による厚生労働大臣の指定を受けた調理師養成施設のうち、次の要件を全て満たし、本事業により日本食及び食文化の海外普及の人材育成に必要な事務を実施するものをいう。
⑴～⑶　（略）	⑴～⑶　（略）
２　「外国人調理師」とは、取組実施機関において、調理師たるに必要な知識及び技能を修得し、調理師免許取得資格を得た者のうち、次の要件を全て満たし、取組実施機関の推薦を受けて特定日本料理調理活動を行うものをいう。	２　「外国人調理師」とは、取組実施機関において、調理師たるに必要な知識及び技能を修得し、調理師免許取得資格を得た者のうち、次の要件を全て満たし、取組実施機関の推薦を受けて特定日本料理調理活動を行う者をいう。
⑴～⑶　（略）	⑴～⑶　（略）
３　「受入機関」とは、次の要件を全て満たす本邦の公私の機関であって、外国人調理師を雇用契約に基づく労働者として受け入れ、日本料理の調理に係る業務に従事させ、１の取組実施機関と連携して当該外国人調理師に専門的な知識及び技能を修得させるものをいう。	３　「受入機関」とは、次の要件を全て満たすものであって、外国人調理師を雇用契約に基づく労働者として受け入れ、日本料理の調理に係る業務に従事させ、１の取組実施機関と連携して当該外国人調理師に専門的な知識及び技能を修得させる公私の機関をいう。
⑴　外国人調理師が日本料理の知識及び技能を修得するため、実習計画を適切に実施できる事業所（以下「事業所」という。）を有していると認められること。	⑴　外国人調理師が日本料理の知識及び技能を修得するため、実習計画を適切に実施できる施設を有していると認められること。
⑵～⑷　（略）	⑵～⑷　（略）
４　「特定日本料理調理活動」とは、農林水産省による実習計画の認定に基づいて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第１の５の表の下欄の規定に基づき指定した活動であって、当該指定において特定された受入機関との契約に基づき、かつ、特定された事業所において調理に関する技能を要する日本料理の調理に係る業務に従事するものをいう。	４　「特定日本料理調理活動」とは、本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第１の５の表の下欄の規定に基づき指定した活動であって、当該指定において特定された機関との契約に基づき、かつ、特定された事業所において調理に関する技能を要する日本料理の調理に係る業務に従事するものをいう。
第３　（略）	第３　（略）